

日本の議員立法

—— 国際比較の視点から ——

五ノ井 健

はじめに

議院内閣制を採用している国の立法過程においては、一般に、政府（内閣）提出法案がその中心を占めており、議員提出法案（以下、議員立法）のプレゼンスはあまり高くなかった。このような状況は日本においても同様であり、第二次大戦後の国会の立法過程において、その大部分を占めてきたのは内閣提出法案であり、議員立法はそれを補完するものであったと言える。議員立法が置かれたこのような状況に対しては、研究者や政治家、マスメディアなどによって数多くの批判及び提言がなされてきた。

一方で、日本においては、1990年代以降に政治・行政改革が行われた結果、首相の権力基盤の強化（待鳥 2012）をはじめとして、様々な変化が生じてきたと言われている。一連の改革の効果は、立法過程においても見られることが当然予測できるが、未だ十分な検証がなされていない。このような状況を考えると、改めて議員立法の現状を明らかにする必要があるように思われる。

議員立法を分析対象とすることに対しては、その数の少なさ（とりわけ成立件数の少なさ）から、あまり意義が存在しないのではないかと、という批判も想定される。しかし、成立する議員立法の数が多くないとしても、議員立法が重要な議会内活動の1つであることは間違いない。まず、議員立法が提出されることによって、それまで政治課題として取り上げられることがなかった争点や、政治過程で取り上げられることになる。また、実際に法案が成立しないとしても、提出された法案の内容が、後に内閣提出法案に組み入れられること

もある（大山 2003a; Brazier and Fox 2010）。したがって、議員立法を分析対象とすることには十分な意義があると言える。

議員立法の現状を分析した先行研究はいくつか存在する。しかしそれらの先行研究は、諸外国との比較をしていない（谷 2003; 茅野 2016; 高野 2016; 武蔵 2016）、特定の国との比較に偏っている（高澤 2016）、近年の状況を分析していない（大山 1996; 谷 2003）、といった問題点を抱えている。そこで本研究は、こうした先行研究が抱える問題点を克服しながら改めて議員立法の現状を分析する。具体的には、現行の議員立法制度¹下である1970年の第63回国会から2016年の第192回国会までに衆議院に提出された議員立法（衆議院議員提出法案）²を対象として、諸外国との比較及び日本における法案の量的・質的な側面の双方に着目した分析を通して、現状を明らかにしていく。

本研究の結論を先取りしておけば、次の五点にまとめられる。第一に、現行の議員立法制度は、1970年頃に確立した。第二に、この日本の制度は、諸外国のそれと比較して厳格なものであり、議員個人の立法活動を制約している。第三に、日本においては、他の議院内閣制諸国と比較しても決して少なくない数の議員立法が行われている。第四に、戦後の長期間の趨勢を分析すると、近年（とりわけ1994年の衆議院における選挙制度改革の後）において、議員立法のプレゼンスが高まってきている。第五に、選挙制度改革前と比較して、選挙制度改革後においては、ポークバレル（利益誘導）型の議員立法が減少している。

本研究の構成は、以下の通りである。第1節では、現行の議員立法制度がいつ頃成立したのかを明らかにする。また、日本の制度と諸外国の制度とを比較する。第2節では、諸外国との比較を通して、日本における議員立法の現状を明らかにす

る。第3節では、日本における議員立法の推移を概観することで、議員立法の現状を明らかにする。最後に、本研究のまとめを行うとともに、今後の研究課題を示す。

第1節 現行の議員立法制度の成立

本節では、現行の議員立法制度がいつ頃成立したのかを明らかにした上で、日本の制度と諸外国の制度とを比較する。議員立法制度には、法案の審議手続き等、様々な規定及び慣行が含まれうるが³、それらの中で最も議員の立法活動に直接影響を及ぼすと考えられる法案の発議要件及び機関承認の慣行を取り上げる。第1項では、議員立法の発議要件の成立時期を明らかにし、日本の制度と諸外国の制度とを比較する。第2項では、機関承認の慣行の成立時期を明らかにし、日本の制度と諸外国の制度とを比較する。

第1項 発議要件

戦前の帝国議会においては、議員立法の発議要件が「凡テ議案ヲ……発スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレバ議題ト為スコトヲ得ス」と規定されていた（議院法第29条）。それゆえ、議員は1人では法案を発議できなかったのであり、議員個人の立法活動は極めて制限されていたと言える。この規定は、政府提出法案の審議を優先することを定めた規定（議院法第26条第2項）などと合わせて、議会における内閣提出法案の優位を決定づけていたと評価される⁴（高見 1993）。

第二次大戦が終結し、新たに制定された日本国憲法の下で、帝国議会に代わって国会が開設された。国会の運営指針として新たに国会法が制定され、帝国議会の運営指針であった議院法は廃止となった⁵。国会法制定に際し、日本政府は当初、議員立法の発議要件を議院法第29条と同旨のものとするのを企図していた（上岡 2016）。しかし、戦前の帝国議会に対する内閣の優位を問題視し、国会の地位向上及び権限強化を主導した連合国軍総司令部（GHQ）は、日本政府に対し、議員個人が自由に立法を行えるようにするよう指示した（上岡 2016）。その結果、1947年の国会法制定時

には、議員個人が自由に法案を発議できることが規定されたのである（旧国会法第77条）。

この国会法の規定によって、初期の国会においては活発に議員立法が行われた。しかし、増加した議員立法に対し、次第に批判がなされるようになった。批判は概ね、次の二つに分けられる（川人 2005）。第一は、利権法案、お土産法案であるとの批判である。すなわち、議員が選挙での勝利のために、こぞって自らの支持基盤に対する利益誘導を行なったことに対する批判である。第二は、議員立法が政府の編成した予算と無関係に行われると、政府は事後に予算措置を講ずる必要があり、それが他の重要な政策を犠牲にすることになるとの批判である。

これらの批判に対処するために、議員立法の抑制が議論されるようになり、その結果として、議員立法の発議要件の厳格化がなされることとなった。こうした過程を経て、1955年に国会法が改正された⁶。国会法第56条第1項は、発議要件を以下のように規定した。

議員が議案を発議するには、衆議院においては議員20人以上、参議院においては議員10人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員50人以上、参議院においては議員20人以上の賛成を要する^{7,8}。

この発議要件は現在に至るまで変更されていない。したがって、1955年の国会法改正以降、議員個人が自由に議員立法を行うことは極めて困難になったと言える。

日本の議員立法の発議要件が厳格であることは、国際比較の観点からも明瞭である。表1は、主要国における議員立法の発議要件の現状を示している。この表を見ると、多くの国において、議員立法は議員が1人で提出できると規定されている。日本のように極めて厳しい発議要件を設けているのは、総議員の5%以上の賛同を必要とするドイツくらいである。

第2項 機関承認

以上が国会法所定の発議要件であるが、この要件を満たしたからといって、議員は直ちに議員立

表1 各国における議員立法の発議要件（アルファベット順）⁹

国名	発議要件の有無	詳細
オーストラリア	×	
オーストリア	○	5人の賛同が必要。
ベルギー	△	単独で提出可能。ただし、法案が審議される前までに、5人の賛同が必要。
カナダ	×	
デンマーク	×	
エストニア	×	
フィンランド	×	
フランス	×	
ドイツ	○	総議員の5%以上の賛同が必要。
ギリシャ	×	
アイスランド	×	
アイルランド	×	
イタリア	×	
日本	○	20人（予算を伴う法律案の場合50人）以上の賛同が必要。
ルクセンブルグ	×	
オランダ	×	
ニュージーランド	×	
ノルウェー	×	
ポルトガル	×	
韓国	○	発議者を含め、10人以上の賛同が必要。
スペイン	○	発議者以外に14人の賛同が必要。
スウェーデン	×	
スイス	×	
タイ	○	10人の賛同が必要。
イギリス	×	

（出典）脚注9を参照。

法を提出できるわけではない。議員立法の提出に際しては、必ず機関承認を経なければならないという慣行が成立しているからである。機関承認とは、議員が議員立法の提出に際して、所属会派の承認を得なければならないという慣行¹⁰である（向大野 2002）。例えば、自由民主党の場合であれば、議員立法を提出するには党四役（幹事長・総務会長・政務調査会長・国会対策委員長）の署名が不可欠であるとされている（白井 2013）¹¹。このプロセスを経ない法案は、たとえ議員が発議要件を満たし、提出しようとしても、衆議院事務局に受理されないことになっている。

機関承認は戦後の第1回国会から存在していたわけではなかった。その端緒及び発展に関して、

原田（2012）は以下の通り述べている¹²。

機関承認の慣行は、第13回国会の昭和27年会期中の自由党の事例を出発点として、第43回国会の昭和38年以降は会派の機関承認が法案提出の際の事実上の要件とされる先例が積み重ねられ、第66回国会の昭和46年の決議案の提出に際して、議院運営委員会の議事録には、複数の会派からこの機関承認が「慣例」であるとか「確立された先例」であるとの認識に基づく発言がなされていることから、少なくともこの時点までには、機関承認が先例として確立されたものとの理解が示されている。（原田 2012: 712）

原田の議論からは、機関承認の慣行が、遅くとも1971年の第66回国会の時点では確立していたことが窺える。また、自民党内の事前審査体制が1960年代の後半に定着したこと（野中 2008）と併せて考えれば、1970年頃には現在の議員立法制度が確立していたと考えられる。

このような機関承認の慣行は、日本だけでなく、他国においても存在するものなのであろうか。この点、諸外国の状況を見てみると、確かに「ヨーロッパの国々のなかにも、法案提出」に際して「会派の承認を要するところが多い」¹³（大山 2003a: 87）ものの、機関承認を経ない法案は一切提出できない、という日本のような厳格な制度は、「他の議院内閣制諸国では見られない特異なもの」（大石 2016: 145）であると言える。

第2節 諸外国との比較から見た日本における議員立法

本節では、諸外国との比較を通して、日本の議員立法の現状を明らかにしていく。日本において、議員立法に関する議論が行われる際には、しばしばアメリカの状況が参照されてきたが（石村 1997; 高澤 2016など）、本研究ではアメリカとの比較は行わない。なぜなら、アメリカの状況は特異であり、日本との比較を行うことは有益とはいえないからである。アメリカにおいては、憲法で厳格な三権分立制が規定されており、全ての法案が議員によって提出されることとなっている（大統領には法案提出権がない）。したがって、形式的には全ての法案が議員立法なのであり、その数の多さと比較して、日本の現状を分析すべきではない。

そこで本節では、日本と同様に議院内閣制を採用する国々との比較の視点から、日本における議員立法の現状を明らかにする。議院内閣制は、ウェストミンスターモデルと欧州大陸型モデルの二つに分けられるとされるが（大山 2003b; 建林・曾我・待鳥 2008）、本節では、それぞれのモデルに該当する国から数カ国ずつを取り上げる。具体的には、ウェストミンスターモデルの国とし

て、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの四カ国¹⁴を取り上げ、欧州大陸型モデルの国として、ドイツ、フランス、イタリアの三カ国を取り上げる。

表2～9で、上記七カ国と日本における法案提出及び成立状況を示している。表の構成に関して補足をしておくと、法案提出状況の政府提出法案欄においては2つの数字が示されているが、下段の数字は全提出法案に占める政府提出法案の割合を示している。同様に、議員提出法案欄の下段の数字は、全提出法案に占める議員提出法案の割合を示している。以上の構成は、法案成立状況の部分においても同様である。

まず、法案提出状況に関して指摘したいのは、議員提出法案（以下、議員立法）が中心となっている国と、政府提出法案が中心となっている国とに分けられるということである。議員立法が中心となっているのが、イギリス、カナダ、フランス、イタリアであり、提出法案全体に占める議員立法の割合を見ると、それぞれ平均68.6%、77.0%、85.7%、83.7%となっている。それに対し、政府提出法案が中心となっているのが、オーストラリア、ニュージーランド、ドイツであり、提出法案全体に占める議員立法の割合を見ると、それぞれ平均6.7%、18.9%、35.5%となっている。

以上の七カ国における現状に対し、日本においては、提出法案全体に占める議員立法の割合が平均31.3%となっており、イギリス、カナダ、フランス、イタリアにはるかに及ばない。しかし、この事実はある意味で当然である。というのも、表1で明らかにした通り、イギリス、カナダ、フランス、イタリアにおいては、議員個人が自由に法案を提出できる制度となっているからである。日本の制度が議員個人の立法活動を厳しく制限し得るものであることに鑑みれば、むしろ、日本においても決して少なくない数の法案が提出されると評価すべきである。それは、法案提出に制限のないオーストラリア及びニュージーランドと比較して、より多くの法案が提出されていることから明らかである。

表2 イギリスにおける法案提出及び成立状況

議会期	年	提出			成立				
		政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案成立率	議員提出 法案成立率
45	1970-1974	225 44.9%	276 55.1%	501	207 82.1%	45 17.9%	252	92.0%	16.3%
46	1974	39 50.0%	39 50.0%	78	35 83.3%	7 16.7%	42	89.7%	17.9%
47	1974-1979	310 43.2%	407 56.8%	717	280 84.6%	51 15.4%	331	90.3%	12.5%
48	1979-1982	176 37.1%	298 62.9%	474	174 83.7%	34 16.3%	208	98.9%	11.4%
49	1982-1987	254 33.9%	496 66.1%	750	240 75.0%	80 25.0%	320	94.5%	16.1%
50	1987-1991	174 25.4%	510 74.6%	684	169 76.1%	53 23.9%	222	97.1%	10.4%
51	1991-1997	235 26.6%	648 73.4%	883	227 69.2%	101 30.8%	328	96.6%	15.6%
52	1997-2001	150 26.3%	420 73.7%	570	139 85.3%	24 14.7%	163	92.7%	5.7%
53	2001-2005	143 27.6%	376 72.4%	519	126 82.9%	26 17.1%	152	88.1%	6.9%
54	2005-2010	173 25.5%	505 74.5%	678	158 88.3%	21 11.7%	179	91.3%	4.2%
55	2010-2015	138 18.3%	618 81.7%	756	122 79.7%	31 20.3%	153	88.4%	5.0%
56	2015-2016	26 18.1%	118 81.9%	144	23 79.3%	6 20.7%	29	88.5%	5.1%

※上院に提出された法律案で下院第一読会に至らなかったものは含まれていない。公法案（public bill）のみ。
（出典）高澤（2016）を基に筆者作成。

表3 カナダにおける法案提出及び成立状況

議会期	年	提出			成立				
		政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案成立率	議員提出 法案成立率
28	1968-1972	204 20.8%	776 79.2%	980	157 88.2%	21 11.8%	178	77.0%	2.7%
29	1973-1974	89 18.9%	382 81.1%	471	57 87.7%	8 12.3%	65	64.0%	2.1%
30	1974-1979	276 21.4%	1016 78.6%	1292	176 86.3%	28 13.7%	204	63.8%	2.8%
31	1979	28 8.75%	292 91.25%	320	6 100.0%	0 0.0%	6	21.4%	0.0%
32	1980-1984	228 29.0%	559 71.0%	787	178 89.0%	22 11.0%	200	78.1%	3.9%
33	1984-1988	285 56.1%	223 43.9%	508	233 97.1%	7 2.9%	240	81.8%	3.1%

五ノ井健：日本の議員立法

34	1988-1993	234 31.0%	520 69.0%	754	200 89.3%	24 10.7%	224	85.5%	4.6%
35	1994-1997	216 34.5%	410 65.5%	626	152 94.4%	9 5.6%	161	70.4%	2.2%
36	1997-2000	132 17.3%	632 82.7%	764	97 91.5%	9 8.5%	106	73.5%	1.4%
37	2001-2004	156 15.1%	880 84.9%	1036	96 93.2%	7 6.8%	103	61.5%	0.8%
38	2004-2005	82 23.6%	265 76.4%	347	46 92.0%	4 8.0%	50	56.1%	1.5%
39	2006-2008	125 16.9%	615 83.1%	740	65 86.7%	10 13.3%	75	52.0%	1.6%
40	2008-2011	128 14.0%	789 86.0%	917	59 93.7%	4 6.3%	63	46.1%	0.5%
41	2011-2015	138 14.7%	798 85.3%	936	105 75.5%	34 24.5%	139	76.1%	4.3%

※下院に提出された法案が対象。

(出典) "Table of legislation introduced and passed by session." Parliament of Canada Website (<http://www.parl.gc.ca/parlinfo/compilations/houseofcommons/BillSummary.aspx>) (最終閲覧日：2017年8月17日) を基に筆者作成。

表4 オーストラリアにおける法案提出及び成立状況

議会期	年	提出			成立				
		政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案成立率	議員提出 法案成立率
40	2002-2004	561 92.6%	45 7.4%	606	427 100.0%	0 0.0%	427	76.1%	0.0%
41	2004-2007	666 95.1%	34 4.9%	700	546 99.6%	2 0.4%	548	82.0%	5.9%
42	2008-2010	577 96.0%	24 4.0%	601	409 100.0%	0 0.0%	409	70.9%	0.0%
43	2010-2013	641 89.5%	75 10.5%	716	560 99.1%	5 0.9%	565	87.4%	6.7%
44	2013-2016	532 93.2%	39 6.8%	571	378 100.0%	0 0.0%	378	71.1%	0.0%

※政府提出法案には上院に提出されたものが含まれている。

※上院議員提出法案は含まれていない。

(出典) 44th Parliament in review (http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1617/44th_Parliament_in_Review) (最終閲覧日：2017年8月30日) を基に筆者作成。

表5 ニュージーランドにおける法案提出及び成立状況

議会期	年	提出			成立				
		政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案成立率	議員提出 法案成立率
43	1991-1993	150 82.9%	31 17.1%	181	442	6	省略	省略	19.4%
44	1993-1996	139 79.9%	35 20.1%	174	418	5			14.3%

45	1996-1999	191 75.8%	61 24.2%	252	371	4			6.6%
46	1999-2002	146 78.5%	40 21.5%	186	221	8			20.0%
47	2002-2005	154 81.9%	34 18.1%	188	385	8			23.5%
48	2005-2008	182 83.1%	37 16.9%	219	346	3			8.1%
49	2008-2011	231 87.5%	33 12.5%	264	311	2			6.1%
50	2011-2014	226 79.6%	58 20.4%	284	323	11			19.0%

※「審議過程において法案の分割が行われ得るため、特に政府提出法案については、提出数よりも成立数が上回る 경우가多い」(田中 2012: 74) ことに注意が必要である。

(出典) 田中 (2012), Spindler (2009), *Journal of the Representatives of New Zealand*. (<<https://www.parliament.nz/media/2046/sessional-journals-50th-parliament.pdf>>) (最終閲覧日: 2017年 8月30日) を基に筆者作成。

表6 ドイツにおける法案提出及び成立状況

議会期	年	提出			成立				
		政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案成立率	議員提出 法案成立率
6	1969-1972	362 67.9%	171 32.1%	533	259 81.7%	58 18.3%	317	71.5%	33.9%
7	1972-1976	461 77.2%	136 22.8%	597	427 87.3%	62 12.7%	489	92.6%	45.6%
8	1976-1980	322 74.4%	111 25.6%	433	288 88.1%	39 11.9%	327	89.4%	35.1%
9	1980-1983	146 71.6%	58 28.4%	204	104 86.7%	16 13.3%	120	71.2%	27.6%
10	1983-1987	280 60.5%	183 39.5%	463	237 84.9%	42 15.1%	279	84.6%	23.0%
11	1987-1990	321 58.6%	227 41.4%	548	267 79.7%	68 20.3%	335	83.2%	30.0%
12	1990-1994	407 57.8%	297 42.2%	704	346 79.0%	92 21.0%	438	85.0%	31.0%
13	1994-1998	443 57.4%	329 42.6%	772	403 79.8%	102 20.2%	505	91.0%	31.0%
14	1998-2002	443 57.5%	328 42.5%	771	394 78.5%	108 21.5%	502	88.9%	32.9%
15	2002-2005	320 60.3%	211 39.7%	531	281 76.8%	85 23.2%	366	87.8%	40.3%
16	2005-2009	537 67.0%	264 33.0%	801	488 84.6%	89 15.4%	577	90.9%	33.7%
17	2009-2013	484 63.5%	278 36.5%	762	434 83.1%	88 16.9%	522	89.7%	31.7%

※下院に提出された法案が対象。

※上院提出法律案は含まれていない。

(出典) 高澤 (2016) を基に筆者作成。

表7 フランスにおける法案提出及び成立状況

議会期	年	提出			成立				
		政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案成立率	議員提出 法案成立率
5	1973-1979	874 14.8%	5049 85.2%	5923	572 81.25%	132 18.75%	704	65.4%	2.6%
6	1979-1981	307 9.8%	2827 90.2%	3134	148 87.1%	22 12.9%	170	48.2%	0.8%
7	1981-1986	739 16.0%	3890 84.0%	4629	504 93.2%	37 6.8%	541	68.2%	1.0%
8	1986-1988	242 12.8%	1646 87.2%	1888	143 82.2%	31 17.8%	174	59.1%	1.9%
9	1988-1993	695 13.1%	4612 86.9%	5307	396 89.0%	49 11.0%	445	57.0%	1.1%
10	1993-1997	548 11.8%	4100 88.2%	4648	324 80.4%	79 19.6%	403	59.1%	1.9%
11	1997-2002	784 13.9%	4839 86.1%	5623	353 75.3%	116 24.7%	469	45.0%	2.4%
12	2002-2007	1035 16.3%	5297 83.7%	6332	411 94.5%	24 5.5%	435	39.7%	0.5%
13	2007-2012	824 12.3%	5866 87.7%	6690	417 89.5%	49 10.5%	466	50.6%	0.8%
14	2012-2015	581 22.4%	2012 77.6%	2593	225 87.9%	31 12.1%	256	38.7%	1.5%

※上院議員提出法律案は含まれていない。

(出典) 高澤 (2016) を基に筆者作成。

表8 イタリアにおける法案提出及び成立状況

議会期	年	提出			成立				
		政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案成立率	議員提出 法案成立率
10	1987-1992	1359 17.6%	6375 82.4%	7734	762 49.2%	786 50.8%	1548	56.1%	12.3%
11	1992-1994	804 17.5%	3801 82.5%	4605	241 51.4%	228 48.6%	469	30.0%	6.0%
12	1994-1996	973 17.6%	4565 82.4%	5538	265 84.7%	48 15.3%	313	27.2%	1.1%
13	1996-2001	1459 12.6%	10127 87.4%	11586	708 77.6%	204 22.4%	912	48.5%	2.0%

(出典) Capano and Giuliani (2003) を基に筆者作成。

表9 日本における法案提出及び成立状況

総選挙 回次	会期(年)	提 出			成 立				
		政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案	議員提出 法案	合計	政府提出 法案成立率	議員提出 法案成立率
32	63-70 (1970-1972)	387 73.6%	139 26.4%	526	336 85.9%	55 14.1%	391	86.8%	39.6%
33	71-78 (1972-1976)	414 68.3%	192 31.7%	606	335 85.0%	59 15.0%	394	80.9%	30.7%
34	79-88 (1976-1979)	290 64.6%	159 35.4%	449	205 85.1%	36 14.9%	241	70.7%	22.6%
35	89-91 (1979-1980)	117 62.9%	69 37.1%	186	81 89.0%	10 11.0%	91	69.2%	14.5%
36	92-100 (1980-1983)	269 66.1%	138 33.9%	407	240 84.2%	45 15.8%	285	89.2%	32.6%
37	101-105 (1983-1986)	267 70.8%	110 29.2%	377	230 87.1%	34 12.9%	264	86.1%	30.9%
38	106-117 (1986-1990)	333 79.7%	85 20.3%	418	269 88.5%	35 11.5%	304	80.8%	41.2%
39	118-126 (1990-1993)	355 78.5%	97 21.5%	452	327 88.1%	44 11.9%	371	92.1%	45.4%
40	127-137 (1993-1996)	332 76.1%	104 23.9%	436	321 88.7%	41 11.3%	362	96.7%	39.4%
41	138-147 (1996-2000)	552 69.0%	248 31.0%	800	503 87.5%	72 12.5%	575	91.1%	29.0%
42	148-157 (2000-2003)	450 66.0%	232 34.0%	682	423 86.2%	68 13.8%	491	94.0%	29.3%
43	158-162 (2003-2005)	236 66.1%	121 33.9%	357	214 84.9%	38 15.1%	252	90.7%	31.4%
44	163-171 (2005-2009)	398 62.3%	241 37.7%	639	349 81.4%	80 18.6%	429	87.7%	33.2%
45	172-181 (2009-2012)	295 66.9%	146 33.1%	441	198 72.5%	75 27.5%	273	67.1%	51.4%
46	182-187 (2012-2014)	210 59.2%	145 40.8%	355	183 82.1%	40 17.9%	223	87.1%	27.6%

(出典) 衆議院・参議院(1990), 衆議院常任委員会調査室編『衆議院の動き』, 参議院事務局編『議案審議表』を基に筆者作成。

次に、法案成立状況については二点指摘したい。第一に、議員立法の成立率に大きな相違が見られることである。ウェストミンスターモデルの四カ国とフランス、イタリアは、いずれも議員立法の成立率があまり高くない。各国における平均を見ていくと、それぞれ10.6% (イギリス), 2.3% (カナダ), 2.5% (オーストラリア), 14.6% (ニュージーランド), 1.4% (フランス), 5.3% (イタリア) となっている。イギリス, カナダ, フランス, イタリアにおいては、数多くの法案が提出

されているものの、実際に成立までこぎつける法案は多くないということである。それに対して、日本は平均33.3%となっており、33.0%のドイツと並んで上記の六カ国を大幅に上回っている。

第二に、成立法案全体に占める議員立法の割合に相違が見られることである¹⁵。最も議員立法の割合が大きいのが、平均34.3%のイタリアである。ただし、12・13議会期においては、それ以前と比較して大幅に議員立法の割合が低下しており、減少傾向にあるのかもしれない。今後の動向を注視

する必要がある。次に高いのが、平均19.2%のイギリス、14.0%のフランス、17.5%のドイツとなっており、14.9%の日本もこれら三か国と同程度の割合となっている。カナダ及びオーストラリアにおいては、それぞれ9.7%、0.2%となっており、政府提出法案のプレゼンスが極めて大きい。

以上をまとめると、日本における議員立法の現状に関して次のような指摘ができる。まず、法案提出状況における議員立法のプレゼンスは、イギリス、カナダ、フランス、イタリアにおけるそれには遠く及ばないものの、これは制度の相違を考慮すれば当然のことなので、それほど問題にすべきことではない。むしろ、議員個人の立法活動を制約する制度となっているのにも拘わらず、一定数の議員立法が行われていること、オーストラリア及びニュージーランドと比較して、多くの法案が提出されていることを認識すべきである。次に、法案成立状況における議員立法のプレゼンスが、いずれの国にも劣らないものであることも重要である。日本においては、議員立法の少なさが批判されることが多いが、日本の現状は、ウェストミンスターモデルの国、欧州大陸型モデルの国のいずれと比較しても、それほど相違はなく、議院内閣制の国として標準的であると言えるのである。

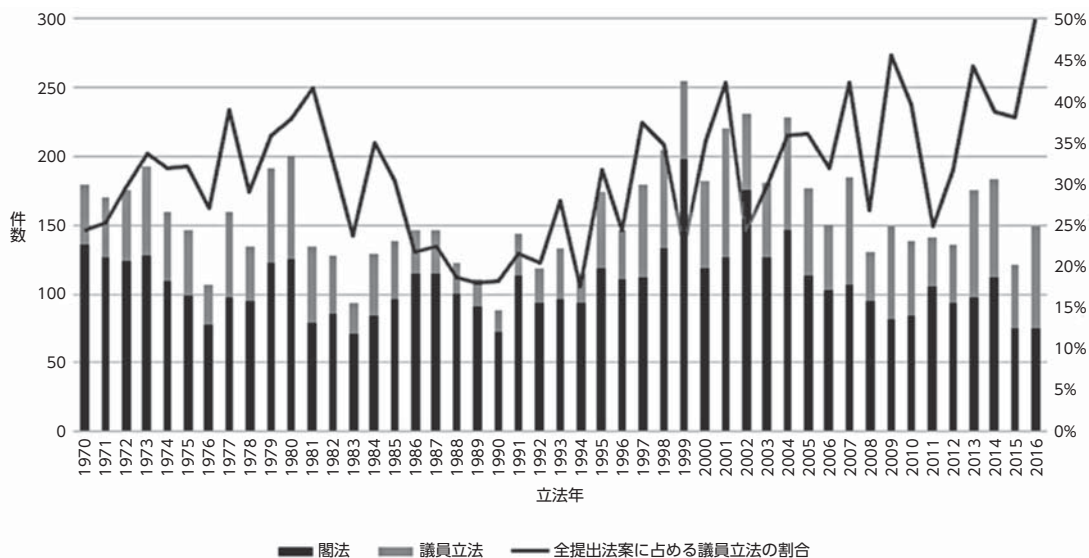
第3節 日本における議員立法

第1節において、現行の議員立法制度が遅くとも1970年頃に確立していたことが明らかとなった。この事実を踏まえ、本節においては、現行制度下である1970年の第63回国会から2016年の第192回国会までを対象として、議員立法の現状を明らかにしていく。第1項では、議員立法の量的な側面に着目する。第2項では、議員立法の質的な側面に着目する。

第1項 量的な側面から見た現状

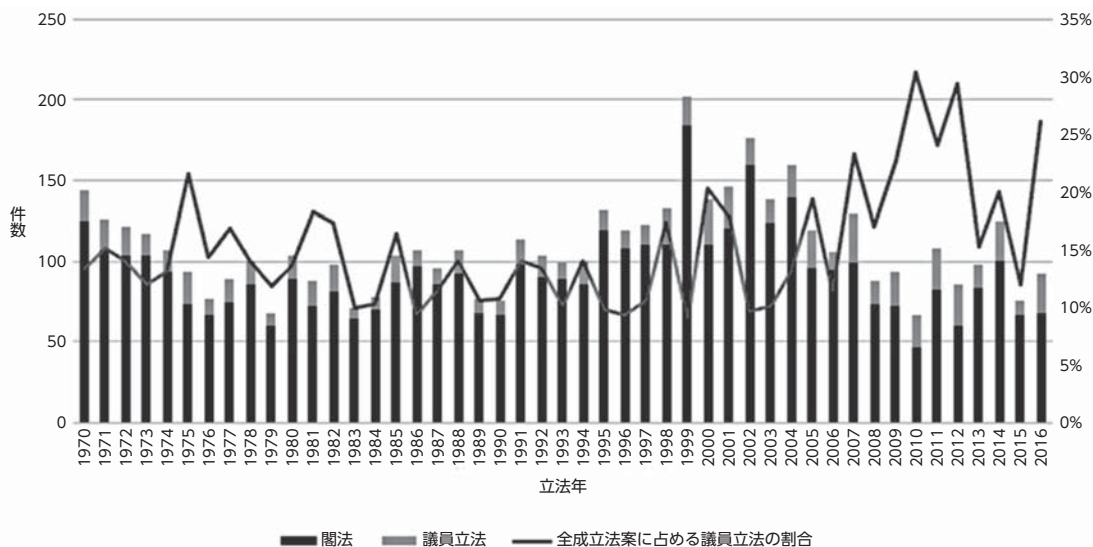
本項では、議員立法の量的な変化を分析する。まず、図1が内閣提出法案（以下、閣法）と議員立法の提出件数及び全提出法案に占める議員立法の割合を示したものである。横軸は立法年¹⁶を、左側の縦軸は法案の提出件数を、右側の縦軸は議員立法の割合をそれぞれ示している。全期間を見てみると、閣法が年平均107.6件提出されているのに対し、議員立法は50件提出されている。また、全提出法案に占める議員立法の割合は平均31.1%である。以上から、通説的に言われているように、

図1 閣法と議員立法の比較（提出件数）及び全提出法案に占める議員立法の割合



(出典) 衆議院・参議院 (1990), 衆議院常任委員会調査室編『衆議院の動き』, 参議院事務局編『議案審議表』を基に筆者作成。

図2 閣法と議員立法の比較（成立件数）及び全成立法案に占める議員立法の割合



(出典) 衆議院・参議院 (1990), 衆議院常任委員会調査室編『衆議院の動き』, 参議院事務局編『議案審議表』を基に筆者作成。

閣法が立法過程の大部分を占めていることが分かる。

他方で、議員立法の推移に焦点を絞ると興味深い変化が確認できる。ここでは、分析対象期間を、日本政治に大きな影響を及ぼしたと考えられる衆議院における選挙制度改革の前後で二つに分けて、推移を見ていく。議員立法の提出件数は、選挙制度改革前（1970～1995年）が年平均41.3件なのに対し、選挙制度改革後（1996～2016年）は60.7件となっており、大幅に増加していることが分かる。また、全提出法案に占める議員立法の割合にも変化が見られ、選挙制度改革前が平均28.0%であったのに対し、選挙制度改革後は35.0%と増加している。したがって、選挙制度改革を境に、議員立法が活発に行われるようになってきている傾向が読み取れる。

次に、閣法と議員立法の成立件数及び全成立法案に占める議員立法の割合を示したものが図2である。全期間を見てみると、閣法が年平均92.5件成立しているのに対し、議員立法は16.3件成立している。また、全成立法案に占める議員立法の割合は平均15.2%である。以上から、通説的に言われているように、閣法が立法過程の大部分を占めていることが分かる。

他方で、ここでも議員立法の推移に焦点を絞

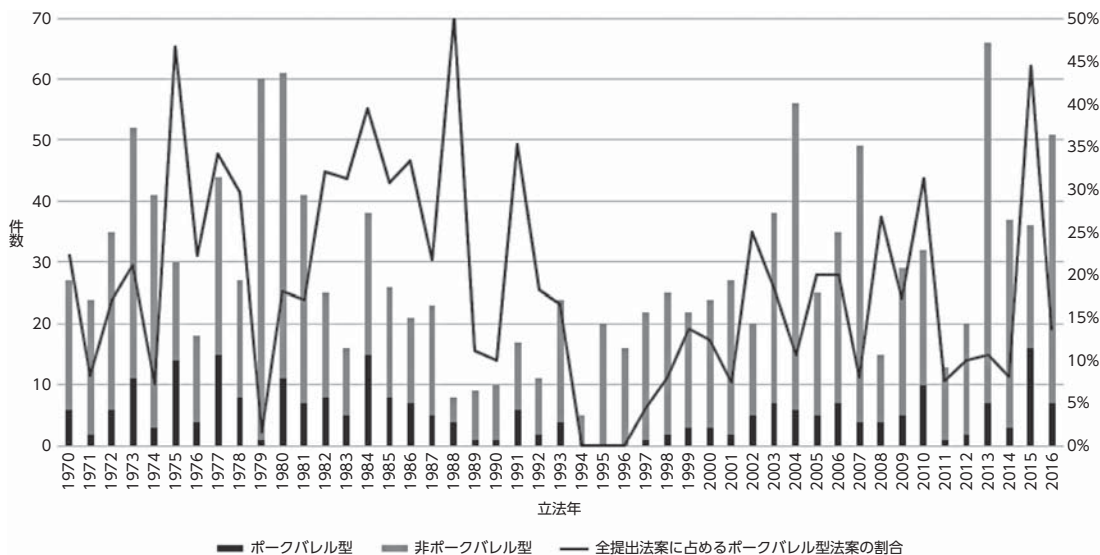
り、選挙制度改革前後での比較を行うと興味深い変化が確認できる。議員立法の成立件数は、選挙制度改革前が年平均13.4件であるのに対し、選挙制度改革後は19.8件と増加している。また、全成立法案に占める議員立法の割合も、選挙制度改革前の平均13.4%から選挙制度改革後の17.5%へと増加している。したがって、選挙制度改革を境に、法案成立レベルにおいても、議員立法のプレゼンスが高まってきていることが分かる。

以上をまとめると、選挙制度改革後においては、それ以前と比較して、法案提出レベルと成立レベルのどちらにおいても議員立法のプレゼンスが高まってきていることが明らかである。これらの変化は、各政党が選挙での勝利を目指し、国会において自党の政策を、法案を提示する形でアピールするようになってきたことに起因すると推測される。

第2項 質的な側面から見た現状

本項では、法案の質的な側面に着目して議員立法の現状を明らかにする。具体的には、提出された議員立法を、ポークバレル（利益誘導）型と非ポークバレル（非利益誘導）型の二つに分類し、その推移を見ていく。法案を分類するに際しては、法案が付託された委員会に着目する。すなわ

図3 議員立法提出件数（タイプ別）及び提出法案に占めるポークバレル型法案の割合



(出典) 衆議院・参議院 (1990), 衆議院常任委員会調査室編『衆議院の動き』, 参議院事務局編『議案審議表』を基に筆者作成。

ち、従来、ポークバレル型の典型的な政策分野と言われてきた「御三家」（農林水産，経済産業，国土交通）（猪口・岩井 1987）の委員会に付託された法案をポークバレル型とし、「御三家」以外の委員会に付託された法案を非ポークバレル型とする¹⁷。

以上の方法で、提出された法案を二つのタイプに分類したのが、図3である。横軸は立法年（1970～2016年）を、左側の縦軸は提出件数を、右側の縦軸はポークバレル型法案の割合をそれぞれ示している。まず、分析期間全体で見ると、ポークバレル型法案は年平均5.4件、非ポークバレル型法案は23.8件提出されており、全法案に占めるポークバレル型法案の割合は平均18.5%となっている。したがって、法案全体に占めるポークバレル型法案のプレゼンスはそれほど大きくないようである。

しかし、選挙制度改革前後で比較をしてみると、ポークバレル型法案のプレゼンスに変化が見られることに注目すべきである。選挙制度改革前（1970～1995年）は、年平均5.9本のポークバレル型法案が提出されているのに対し、選挙制度改革後（1996～2016年）は、4.8本のポークバレル型法案が提出されており、その数は減少している。また、全提出法案に占めるポークバレル型法案の

割合を見ると、選挙制度改革前は平均21.5%であったのに対し、選挙制度改革後は15.3%と低下している。したがって、選挙制度改革後においては、ポークバレル型法案のプレゼンスが低下していることが明らかである。この変化は、選挙制度によって議員のインセンティブが異なるという理論的な予測（Carey and Shugart 1995）や、選挙制度改革によって、議員の関心が、利益誘導的な政策から非利益誘導的なそれへと移行したとする先行研究の知見（Catalinac 2016; 根元・濱本 2013 など）と符合するものであり、選挙制度改革の帰結であることが示唆される。

結 論

本稿の目的は、日本における議員立法の現状を明らかにすることであった。その前提として、第1節では二つのことを明らかにした。第一に、現行の議員立法制度がいつ頃成立したのかを明らかにした。具体的には、法案の発議要件は1955年の国会法改正によって成立し、機関承認の慣行は遅くとも1970年頃には確立していたことを明らかにした。したがって、現行の議員立法制度は1970年

頃には確立していたと主張した。

第二に、議員立法の発議要件が他国と比較して厳格であることを指摘し、機関承認の慣行が他国には例のない制度であることを指摘した。それゆえ、日本においては、議員個人の立法活動は極めて制約されていると主張した。

第2節では、諸外国における議員立法の現状を明らかにした上で、日本における議員立法の現状との比較を行った。具体的には、ウェストミンスターモデルの国から四カ国を、欧州大陸型モデルの国から三カ国を取り上げ、日本との比較を行った。そして、法案提出状況においては、イギリス、カナダ、フランス、イタリアの四カ国よりも、議員立法が活発に行われていないものの、この相違は、これら四カ国において議員立法の発議要件が存在しないことに起因するものであり、ある種当然のことであると主張した。むしろ、法案成立状況において、日本の現状はいずれの国にも劣るものではないことを認識すべきであると主張した。したがって、日本における議員立法の現状は、議院内閣制の国として標準的なものであることが明らかとなったのである。

第3節では、日本における議員立法の現状をより詳細に分析すべく、現行の議員立法制度下である1970年の第63回国会から2016年の第192回国会までを対象として、二つの観点から分析を試みた。第一に、議員立法の量的な側面に着目した分析では、法案提出、成立レベルの双方において、選挙制度改革後に議員立法のプレゼンスが高まっていることを明らかにした。第二に、議員立法の質的な側面に着目した分析では、選挙制度改革後においては、それ以前と比較して、ポークバレル（利益誘導）型の法案が減少していることを明らかにした。

本研究の知見から、現代日本政治に関してどのような示唆を導くことができるであろうか。確かに本研究が明らかにしてきたように、依然として立法過程の中心を占めているのは閣法である。しかし、日本は、議員個人が立法を行うには極めて厳しい環境であるのにも拘らず、諸外国における現状と比較しても決して少なくない数の立法が行われている点、及び近年において議員立法のプレゼンスが高まってきている点は極めて重要な事実であり、これらは十分に認識されるべきである。

今後の課題は、以下の二つである。第一は、どのような議員が積極的に立法活動に従事しているのかを明らかにすることである。本稿が明らかにしたように、議員立法のプレゼンスが高まっているとしても、全ての議員が積極的に立法活動に従事しているわけではない。立法活動に積極的に従事する議員とそうでない議員とを分ける要因はどのようなものであろうか。この要因を明らかにすることで、議員行動のメカニズムに関する理解が深められる。

第二に、議員立法以外の議会内活動に関して分析を行うことである。例えば、委員会活動や質問主意書の提出なども、選挙制度改革後においてはそのプレゼンスが高まっていると推測されるので、本研究と同様の記述的な分析を行う必要がある。

こうした課題に取り組んでいくことで、先行研究であり明らかにされてこなかった内閣提出法案の行方以外の重要な議会内活動の現状を明らかにでき、議会政治についての理解を深められる。

謝辞

本論文の草稿に対して、河野勝先生、久米郁男先生、大山礼子先生、小川寛貴氏から詳細なコメントを頂いた。記して感謝申し上げる。なお、残る誤りは筆者の責任である。

注

- 「議員立法制度」については、第1節で説明する。
- 近年の日本の政治過程における参議院の重要性に鑑みれば、参議院議員提出法案（参法）の分析も必要であると考えられるが、これについては今後の課題としたい。
- 議員立法の立案過程等の詳細については、中島（2014）、大森・鎌田編（2011）、茅野（2015）などが詳しい。
- 他に、政府は国会に提出した法案を自由に修正又は撤回できることを定めた規定（議院法第30条）、政府提出法案は委員会審査を経た後に本会議で議決することを原則としつつも、緊急時には委員会審査を省略できることを定めた規定（議院法第28条）が挙げられる（高見1993）。
- 国会法の制定過程に関しては、赤坂（2004）、岡崎（2004a）（2004b）、梶田（2009）（2017）、大曲（2010）、上岡（2016）などを参照。
- 1955年の国会法の改正については、高見（1993）、松澤（1990a）（1990b）（1991）などが詳しい。
- なお、「ここでいう賛成者の人数には発議者は含まれ

五ノ井健：日本の議員立法

- ないと解釈されている」(大山 2003a: 72) ので、衆議院においては最低でも21人(予算を伴う法律案の場合は51人)の署名が、参議院においては最低でも11人(予算を伴う法律案の場合は21人)の署名がないと議員立法を発議することはできない。
- 8 予算を伴う法律案の場合には、「経費文書」を添付しなければならないとされている(衆議院規則第28条第1項、参議院規則第24条第1項)。
 - 9 以下の文献やウェブサイト等を参照し、筆者作成。ウェブサイトの最終閲覧日は、全て2017年8月30日である。
オーストラリア: *Guides to procedures: House of Representatives*, 5th ed., Canberra: Dept. of the House of Representatives, 2014 (http://www.aph.gov.au/About_Parliament/House_of_Representatives/Powers_practice_and_procedure/gtp), オーストリア: 国立国会図書館調査及び立法考査局 (2012), ベルギー: Bräuning et al. (2012), カナダ: O'Brien and Bosc (2009), デンマーク: デンマーク議会ウェブサイト内の *FOLKETINGET- THE DANISH PARLIAMENT* (<http://www.thedanishparliament.dk/Publications/~media/PDF/publikationer/English/THE%20FOLKETING.pdf.ashx>), エストニア: Solvak and Pajala (2016), フィンランド: Solvak and Pajala (2016), フランス: 高澤 (2016), ドイツ: 高澤 (2016), ギリシャ: Mattson (1995), アイスランド: アイスランド議会ウェブサイト内の *ALTHINGI* (http://www.althingi.is/pdf/Althingi2017_enska.pdf), アイルランド: アイルランド議会ウェブサイト内の *A Brief Guide To How Your Parliament Works* (<http://www.oireachtas.ie/parliament/media/Oireachtas-A-Brief-Guide-To-How-Your-Parliament-Works-2017.pdf>), イタリア: イタリア議会ウェブサイト内の *Rules of Procedure of the Chamber of Deputies* (http://en.camera.it/application/xmanager/projects/camera_eng/file/RULES_OF_PROCEDURE_CHAMBRE_OF_DEPUTIES.pdf), 日本: 国会法第56条第1項, ルクセンブルグ: ルクセンブルグ議会ウェブサイト (<http://www.chd.lu/wps/portal/public/Accueil/TraavailALaChambre/ProcedureLegislative/LirePlus>), オランダ: Andeweg et al. (2008), ニュージーランド: McGee (2017), ノルウェー: Baumann (2016), ポルトガル: ポルトガル議会ウェブサイト内の *Rules of Procedure of the Assembly of the Republic* (http://www.en.parlamento.pt/Legislation/Rules_of_Procedure.pdf), 韓国: 奥村 (2009), スペイン: スペイン議会ウェブサイト内の *STANDING ORDERS OF THE CONGRESS OF DEPUTIES* (http://www.congreso.es/portal/page/portal/Congreso/Congreso/Hist_Normas/Norm/standing_orders_02.pdf), スウェーデン: スウェーデン議会ウェブサイト (<http://www.riksdagen.se/en/documents-and-laws/>), スイス: The Federal Council ウェブサイト (<https://www.admin.ch/opc/en/classified-compilation/20030895/index.html#a29>), タイ: 今泉編 (2012), イギリス: 高澤 (2016)
 - 10 この慣行は参議院においては存在しない(白井 2013)。
 - 11 自由民主党以外の会派の場合は、国対委員長(会派によっては加えて国対事務局長)の署名が必要とされている(白井 2013)。
 - 12 この点に関しては、高見 (2003) も参照。
 - 13 例えば、ベルギーなど (Bräuning et al. 2012)。
 - 14 これらは、いずれも日本の研究者だけでなく、海外の研究者によっても、ウェストミンスターモデルであるとみなされることが多い国々である (Kam 2009; Rhodes et al. 2009)。
 - 15 ここでニュージーランドが除外されているのは、政府提出法案の数が、提出時と成立時とで異なり、議員提出法案の割合が正確に計算できないためである。
 - 16 立法年とは、国会回次を各年に割り当てたもので、その年度の総予算を審議する国会回次から次の年度の総予算を審議する国会回次の直前の国会回次までを意味する (川人 2005; 増山 2003)。
 - 17 本研究と同様の関心を有する Nemoto (2013) は、ボークバレル型法案に、北海道、沖縄関係の委員会及び郵政関係の委員会に付託された法案も含めている。しかしこの分類方法だと、北海道、沖縄以外から選出された議員が法案を発議した場合、その法案はボークバレル型というよりはむしろ非ボークバレル型であると見なしうる点、及び総務委員会では郵政関係以外の事柄を多く扱っており、全てをボークバレル型と見做すことは難しい点が問題となる。そこで本研究は、利益誘導的な分野であるとの一定の合意がある「御三家」委員会に付託された法案のみをボークバレル型とした。

参考文献

〈日本語文献〉

- 赤坂幸一. 2004. 「戦後議会制度改革の経緯 (一)」『金沢法学』47(1), 1-250.
- 石村健. 1997. 『議員立法—実務と経験の中から—』信山社.
- 猪口孝・岩井奉信. 1987. 『「族議員」の研究—自民党政権を牛耳る主役たち—』日本経済新聞社.
- 今泉慎也編. 2012. 『タイの立法過程—国民の政治参加への模索—』アジア経済研究所.
- 上岡敦. 2016. 「占領期における国会法の制定過程」『法政論叢』52(1), 1-18.
- 大石真. 2016. 『統治機構の憲法構想』有斐閣.
- 大曲薫. 2010. 「国会法の制定と委員会制度の再編—GHQの方針と関与について—」『レファレンス』60(11), 31-46.
- 大森政輔・鎌田薫編. 2011. 『立法学講義 補遺』商事法務.
- 大山礼子. 1996. 「国会改革と議院内閣制—議員立法活用論を手がかりとして—」『一橋論叢』115(1), 129-150.
- 大山礼子. 2003a. 『国会学入門 第2版』三省堂.
- 大山礼子. 2003b. 『比較議会政治論—ウェストミンスターモ

- デルと欧州大陸型モデル』岩波書店。
- 岡崎加奈子. 2004a. 「国会法の変遷と委員会制度の展開」『法学志林』101(3), 127-156.
- 岡崎加奈子. 2004b. 「国会法の変遷と委員会制度の展開(二)」『法学志林』102(2), 67-100.
- 奥村牧人. 2009. 「大韓民国の議会制度」『レファレンス』59(8), 97-125.
- 梶田秀. 2009. 「国会法の制定—GHQの合理的行動と議院自律権の後退—」『年報政治学』60(1), 183-207.
- 梶田秀. 2017. 『占領政策としての帝国議会改革と国会の成立 1945-1958』信山社.
- 茅野千江子. 2015. 「議員立法序説」『レファレンス』65(9), 1-30.
- 茅野千江子. 2016. 「議員立法はどのように行われてきたか」『レファレンス』66(1), 31-62.
- 川人貞史. 2005. 『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会.
- 国立国会図書館調査及び立法考査局. 2012. 『各国憲法集(3) オーストリア憲法』
- 参議院事務局編『議案審議表』
- 衆議院・参議院(1990)『議会制度百年史 国会議案件名録』大蔵省印刷局.
- 衆議院常任委員会調査室編『衆議院の動き』
- 白井誠. 2013. 『国会法』信山社.
- 高澤美有紀. 2016. 「主要国議会の法律案提出手続及び法律の成立状況」『レファレンス』66(12), 49-76.
- 高野恵亮. 2016. 『戦後国会における議員立法』志學社.
- 高見勝利. 1993. 「戦後の国会における委員会制度の導入とその改革—第二回国会における国会法改正に至る経緯を中心として—」中村睦男編『議員立法の研究』信山社, 57-89.
- 高見勝利. 2003. 「『議員立法』三題」『レファレンス』53(6), 4-16.
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史. 2008. 『比較政治制度論』有斐閣.
- 田中嘉彦. 2012. 「ニュージーランドの議会制度」『レファレンス』62(9), 51-79.
- 谷勝宏. 2003. 『議員立法の実証研究』信山社.
- 中島誠. 2014. 『立法学—序論・立法過程論— 第3版』法律文化社.
- 根元邦朗・濱本真輔. 2013. 「選挙制度改革による立法行動の変容—質問主意書と議員立法—」『レヴァイアサン』52, 116-142.
- 野中尚人. 2008. 『自民党政治の終わり』筑摩書房.
- 原田一明. 2012. 「議会先例としての『機関承認』の意味」『憲法改革の理念と展開 上巻—大石 眞先生還暦記念』699-724.
- 増山幹高. 2003. 『議会制度と日本政治—議事運営の計量政治学—』木鐸社.
- 待鳥聡史. 2012. 『首相政治の制度分析—現代日本政治の権力基盤形成—』千倉書房.
- 松澤浩一. 1990a. 「国会法改正の史的概観(1)」『議会政治研究』15, 28-33.
- 松澤浩一. 1990b. 「国会法改正の史的概観(2)」『議会政治研究』16, 33-42.
- 松澤浩一. 1991. 「国会法改正の史的概観(3)」『議会政治研究』17, 26-39.
- 向大野新治. 2002. 『衆議院—そのシステムとメカニズム—』東信堂.
- 武蔵勝宏. 2016. 「〈北大立法過程研究会報告〉国会審議の効率性と代表性—国会審議をどのように変えるべきか—」『北大法学論集』66(5), 1440-1415.
- 〈英語文献〉
- Andeweg, Rudy B., Lieven De Winter, and Wolfgang C. Müller. 2008. "Parliamentary Opposition in Post-Consociational Democracies: Austria, Belgium and the Netherlands." *Journal of Legislative Studies* 14 (1-2), 77-112.
- Baumann, Markus. 2016. "Constituency Demands and Limited Supplies: Comparing Personal Issue Emphases in Co-sponsorship of Bills and Legislative Speech." *Scandinavian Political Studies* 39 (4), 366-387.
- Brazier, Alex. and Ruth Fox. 2010. "Enhancing the Backbench MP's Role as a Legislator: The Case for Urgent Reform of Private Members Bills." *Parliamentary Affairs* 63 (1), 201-211.
- Bräuninger, Thomas, Martin Brunner, and Thomas Däubler. 2012. "Personal Vote-seeking in Flexible List Systems: How Electoral Incentives Shape Belgian MPs' Bill Initiation Behaviour." *European Journal of Political Research* 51 (5), 607-645.
- Capano, Giliberto, and Marco Giuliani. 2003. "The Italian Parliament: In Search of New Role?" *Journal of Legislative Studies* 9 (2), 8-34.
- Carey, John, and Matthew Shugart. 1995. "Incentives to Cultivate a Personal Vote: A Rank Ordering of Electoral Formulas." *Electoral Studies* 14 (4), 417-439.
- Catalinac, Amy. 2016. *Electoral Reform and National Security in Japan: From Pork to Foreign Policy*. New York: Cambridge University Press.
- Kam, Christopher J. 2009. *Party Discipline and Parliamentary Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mattson, Ingvar. 1995. "Private Members' Initiatives and Amendments." In *Parliaments and Majority Rule in Western Europe*, ed. Herbert Doring. Frankfurt am Main: Campus, 448-487.
- McGee, David. 2017. *Parliamentary Practice in New Zealand*, 4th ed., Auckland: Oratia Books.
- Nemoto, Kuniaki. 2013. "New Inter-election Campaigning Tools." in Robert Pekkanen, Steven R. Reed, and Ethan Scheiner. eds. *Japan Decides 2012: The Japanese General Election*. New York: Palgrave Macmillan. 123-138.

- O'Brien, Audrey, and Marc Bosc, eds. 2009. *House of Commons Procedure and Practice*. 2nd ed. Ottawa: House of Commons.
- Rhodes R. A. W., John Wanna, and Patrick Weller. 2009. *Comparing Westminster*. Oxford: Oxford University Press. (小堀眞裕・加藤雅俊訳. 2015. 『ウェストミンスター政治の比較研究—レイプハルト理論・新制度論へのオルターナティブ—』法律文化社)
- Solvak, Mihkel, and Antti Pajala. 2016. "Sponsoring Private Member's Bills in Finland and Estonia: The Electoral Context of Legislative Behaviour." *Scandinavian Political Studies* 39 (1), 52-72.
- Spindler, Raukura. 2009. "Members' Bills in the New Zealand Parliament." *Political Science* 61 (1), 51-79.

五ノ井 健 (ごのい けん, 1990年生)

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程
最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程
所属学会 日本政治学会, 日本選挙学会
研究分野 議会研究